

Question

食品表示義務に関する問題と取り組みについて、患者会の立場から教えてください。

園部まり子

特定非営利活動法人アレルギーを考える母の会

Answer

「加工食品に含まれるアレルギー表示」の義務違反はときに重大な健康被害を招きます。

平成19年9月、首都圏の中核市に住む、強い乳アレルギーの小学校2年生の男児A君が、地域の老舗「H製パン」の乳、卵の表示がない個包装のパンを食べ、咳、嘔吐、息苦しさ、目の充血、鼻閉等のアナフィラキシー症状を呈し市立病院に緊急入院しました。問題のパンについては事前の問い合わせで、「乳、卵は入っていない」と回答を得ていたものでした。

退院後、直ちにA君の親は「H製パン」に連絡しましたが対応は要領を得ず、その日のうちに連絡した保健所も「食中毒ではないので、月曜日(連絡した日は土曜日)に対応する」と回答。月曜日に保健所の担当者がA君宅を訪れ、口頭で「パンに乳が入っていた」と報告しました。A君の親は「詳細な報告と今後の対応を文書で示してほしい」と再三にわたって要望したものの、その後、保健所からは何の説明がない状況が続きました。「母の会」はA君が退院した直後に相談を受け、保健所に連絡するなどの助言を行いました。入院を要する重篤な症状を招いた事例にもかかわらず「パンに乳が含まれていた」と連絡するだけで済ませた保健所の対応について、患者および患者を支援する立場からはとても納得できず、後日、保健所長などを交えた話し合いを行いました。

その結果わかったことは、保健所は「H製パン」社長を聴取した結果、「表示ミス」が判明し

たので表示の訂正を指導、「現場の確認などは必要ない」と判断していました。また、会社は5年以上も「添加物に表示義務はない」と制度を誤認し違反していましたが、厚生労働省に「報告する必要はない」とも判断していました。保健所は「社告」や「店頭告知」も指導せず、A君の親が求めた検査についても「義務づけられていない」と説明したのです。

率直に言って、「死ぬかもしれない」という恐怖、苦痛を強いたことへの対応がこれでもいいのかという怒りが湧きます。ところが、調べてみるとこうした保健所の対応は、厚生労働省が求める「有症苦情への対応」に必ずしも反してはいないことがわかりました。「指導」「検討」の言葉が並ぶ厚労省の通知(表1)では、先の保健所の対応も許容範囲でした。

しかし、わが子の命が危険にさらされたとき、親はまず「自分に何か落ち度があったのではないかと責め、そうでなければ「何でこんなことになったのか」と、その原因を知りたいと思うのは当然ではないでしょうか。患者に直接、向き合う必要がない制度の仕組みが、「表示を直せばいい」とする保健所の対応を招く一因ではないかと思いました。また「表示義務」化から7年も経つのに業者への周知が徹底されず、「大手業者はともかく、中小の事業者は信頼できない」と指摘せざるを得ない現状であることを浮き彫りにしていました。

そこで「母の会」は、「誰のためのアレルギー

表1 「有症苦情」への対応

- 違反発見時は、表示が訂正されるまでの間、当該食品を販売しないよう指導。必要に応じて、営業の全部または一部の禁止措置など行政処分を検討(食品衛生法第55条)
- 違反事例において、出荷先が不特定、多数である場合は、「社告」「店頭告知」による周知を指導。都道府県は当該事例の公表に努力し、厚生労働省に速やかに情報を提供する

(厚生労働省通知「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」(平成13年3月)から抜粋・要旨)

表2 加工食品のアレルギー表示制度の徹底について

- 重篤なアナフィラキシーショック症状を起こした場合には死にいたる可能性があり、表示制度は不可欠である。
- 有症苦情の対応では遺漏のないよう特段の対応をすべき。
- 特定原材料の究明に当たっては、既通知の方法に従って検査を実施する。
- 調査の結果および措置事項については患者等に十分に説明すること。

(厚生労働省通知(平成20年11月)から抜粋・要旨)

表示か」の基本に立ち返り、①健康被害を招いた事例では原因特定のための検査の実施、②違反事例の公表、③被害を受けた当事者への情報提供を義務化すべき、また重篤な健康被害を招いた事例については、せめて食中毒と同様に、食品衛生法に基づき設備の点検や従業員への教育など再発防止へ向けた改善措置を徹底させる行政処分(罰則ではない)を積極的に行う必要があると考え、さまざまな機会を通じて厚生労働省に要請しました。

厚生労働省は平成20年11月、通知「表示制

度の徹底について」を发出(表2)し、その中で「調査の結果および措置事項については患者等に十分に説明すること」などとし、また平成21年4月からは、厚生労働省のホームページに「食品健康被害情報メール窓口」を設け、国が直接に情報収集し必要があれば自治体に対応を指導することも可能にしました。患者の気持ちを汲んだ一定の改善としてうれしく思うとともに、今後も患者のための的確、積極的なアレルギー表示の運用を求めていると思っています。



有症苦情：(表1参照)
表示義務の徹底：(表2参照)



誰のための食品表示義務かの基本を踏まえ、食品製造・販売にかかわる業者、およびその監督官庁に保護者として要望・要求をしっかりと出すことが必要です。